

Chain of Survival(救命のリレー)



飯田広域消防救急普及啓発広報車貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、住民の救急業務への正しい理解の促進と応急手当の普及啓発を図るため、南信州広域連合の所有する救急普及啓発広報車（以下「広報車」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出し)

第2 広報車は、原則として南信州広域連合構成市町村に貸し出すものとする。

(貸出手続き)

第3 広報車を借受けようとするもの（以下「借受団体」という。）は、救急普及啓発広報車借受申請書（様式第1号）を消防長に提出し、承認を得なければならない。

2 消防長は、前項の規定により貸出しを承認したときは、借受団体に救急普及啓発広報車貸出承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広報車の引渡し及び返納は、飯田消防署において行うものとする。

(貸出期間)

第4 広報車の貸出期間は、応急手当の普及のための訓練、講習会等において実際に稼動する日のほか、借受け及び返納に要する日を加えた必要な期間とする。

(広報車の運転及び操作)

第5 広報車の運転及び操作は、飯田広域消防の職員及び借受団体の職員が行うものとする。

2 前項に規定する運転にあたっては、運転補助者を同乗させる等運転中の事故防止に最善の注意を払わなければならない。

3 第1項に規定する操作にあたっては、操作員の他に最低1名の監視員を配置し、操作中の事故防止に最善の注意を払わなければならない。

4 広報車を借受し、又は返納するときは、点検を行い異常のないことを確認しなければならない。

(経費の負担)

第6 広報車の貸出期間中に要した経費は、すべて借受団体の負担とする。ただし、任意保険等通常の車両維持経費は飯田広域消防が負担するものとする。

(事故の責任)

第7 広報車の貸出期間中に生じた事故等についての責任は、借受団体において、いっさい負うものとする。

(事故の報告)

第8 広報車の貸出期間中に事故が発生したときは、直ちにその旨を消防長に報告するとともに、事故届出書（様式第3号）を速やかに提出するものとする。

(返納の手続き)

第9 借受団体は、広報車を借り受けて使用が終了したときは、救急普及啓発広報車使用報告書（様式第4号）を消防長に提出し、広報車を保管場所に返納するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者間において、その都度協議するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

財団法人救急振興財団寄贈

救急普及啓発広報車



応急手当の大切さを認識し、
正しい応急手当を学びましょう

この車両は、住民の皆さまの救急業務への正しい理解の促進と応急手当の普及啓発を図るために車両です。

貸出要綱に沿って応急手当の普及活動のために貸出したり、皆さまのご希望の場所へ出向いて止血法や心肺蘇生法などの正しい応急手当の知識や技術を身につけていただけます。

飯田広域消防本部

《車両の諸元》

- ◎車両の寸法 全長 6470mm 全幅 2070mm 全高 2720mm
- ◎車両重量 4200kg
- ◎エンジン 無鉛レギュラーガソリン 3000cc
- ◎乗車定員 7名
- ◎油圧式演台装置（蘇生訓練用資器材の展示や3人まで演者の乗車可能）
演台の寸法 幅 2.6m 奥行き 1.47m 許容荷重 500kg
※ 夜間使用時には、演台付近に投光器の取付可能
- ◎資器材収納棚（後部席右側に、各種応急手当の普及啓発資器材の収納箱を設置）
- ◎運転免許種類 大型免許又は中型免許（8t 限定中型免許を含む）



《おもな器材一覧》



◎心肺蘇生法訓練人形
(成人、小児、乳児)



◎119番通報訓練装置



◎テレビ 42型
◎ビデオ・DVD レコーダー



◎投光器
◎発動発電機



◎拡声装置
(マイク、アンプ、スピーカー)



装備器材を使っての訓練風景

《おもな活用方法》

- ◎各種イベントにあわせて応急手当体験コーナーなどを催します。
- ◎大規模店舗などで応急手当体験コーナーなどを催します。
- ◎救命講習会の開催をします。

上級救命講習（8時間の講習コース）

- AED を用いた心肺蘇生法（成人・小児・乳児）
- 異物除去法
- 止血法、骨折などの怪我の応急手当
- 小児や高齢者の救急法
- 普通救命講習Ⅰ（3時間）一般の方向け
- 普通救命講習Ⅱ（4時間）医療施設等の方向け
- AED を用いた心肺蘇生法（成人）
- 異物除去法
- 止血法

※ 中学生以上の方が受講対象です。

◎南信州広域連合構成市町村（消防団）へ貸出しをします。

詳しくは、飯田消防署救急係へお問い合わせ又は、飯田広域消防ホームページをご覧ください

飯田広域消防飯田消防署 0265-22-0119
飯田広域消防本部 HP アドレス <http://www.119.iida.nagano.jp>

おもな活用例：市町村のふるさとまつりなど 地域主催の文化祭など

病院主催の病院祭など 民間団体/NPO 主催のイベントなど
消防団の訓練など 地域の防災訓練時など
署見学時の体験学習など

